

『復古記』不採録の諸記録から探る江戸情勢 (一)

——「家記」慶応三年分の記事を中心に——

A Study on the Political Situation in Edo Based on the Documents Unrecorded in *Fukkokuji* (1)

奈倉 哲三

NAGURA Tetsuzo

要旨

本稿は、太政官正院歴史課に集積された諸武家華族の「家記」と、他の幾つかの未刊・既刊史料の内から、慶応三年分の江戸関連記事を追跡、『復古記』に採録されなかった諸記録を時系列に沿って整理し、この時期固有の江戸情勢を説明するものである。なかでも「上京命令」をめぐる譜代藩、とりわけ出羽庄内藩在府藩主酒井左衛門尉忠篤の動きと、江戸府内警衛をめぐる譜代藩の動向、および城内・市中に伝わった薩摩藩による攪乱策動に関する諸情報を探究する。酒井左衛門尉は、特に江戸警衛に重責を担っていた立場から、一旦決めた国許からの重役上京も撤回し、留守居役のみの上京とすることを朝暮双方に認めさせたことが判明した。また、薩摩藩による江戸市中攪乱行為に関する、十月下旬から十二月上旬までの情報を背景とし、下総生実藩在府藩主森川俊方が、念入りの警衛体制を確立するために積極的に動いていたことも判明した。このような江戸情勢の解明によって、当該期の江戸民衆意識を探究するための基礎が築かれるであろう。

序―本稿の目的

戊辰戦争期の研究におけるもつとも基本的な編纂史料として、刊本『復古記』全一五冊（原本「復古記」全一五〇巻、附録「奥羽諸藩罰典」二巻Ⅱ刊本第一冊Ⅰ第八冊、稿本「復古外記」全一四八巻Ⅱ刊本第九冊Ⅰ第一四冊、及び刊本第一五冊「綱文索引」）を挙げることに異を唱える者はなからう。^①

この『復古記』の長い編纂事業の経過について、今ここで詳しく説明する余裕はない。ただ、ここでは、明治四年（一八七二）九月、太政官正院が『復古記』の編纂を長州藩出身の長松幹ながまつみきに命じたこと、その後、五年十月に正院内に歴史課と地誌課が置かれ、同年十一月に正院歴史課が「国史編輯」のため、武家華族諸家に（後、公家・寺院華族にも）、慶応三年十月の大政奉還から明治元年十月の有栖川宮東征大総督解任（東征の「達成」）までの間に各家で記された記録のうち、「諸御達・願伺・御届」を、家ごとに調べて出すことを命じたこと、半年後の明治六年五月五日の皇城火災により、それ以前より蒐集していた書類の大半が烏有に帰したこと、火災以後に再度蒐集し直し、明治六年後半から明治八年にかけて集積された華族諸家ごとの「諸御達・願伺・御届」の膨大な書類群が所謂「家記」であり、これが現在東京大学史料編纂所に整然と保管されていること、この「家記」を根幹史料の一つとしつつも、さらに多方面・多岐にわたる膨大な史料群を蒐集しながら、『復古記』が編纂さ

れていったこと、このことだけを確認しておく。^②

『復古記』は、「王政復古」の立場から「明治維新」を推進し、それが「成功」したとの視点から編纂されたものであるから、そこに、「復古」それ自体を肯定的に捉える史観が反映されていること自体は、否定しがたいことである。

「家記」の提出を命じられた華族諸家には、戊辰戦争中には「朝敵」「賊徒」として、排斥・制圧の対象とされた多くの諸藩大名家も含まれている。だが、「官軍」勝利による「朝敵」「賊徒」に対する懲罰の大概は、後に箱館戦争に関わった分を除き、すでに明治元年末～明治二年初めまでに終了していたので、これらの諸藩が「家記」を提出する際に、「官軍」を敵としていた当時の文言のまま、「諸御達・願伺・御届」を提出したとしても、それ自体が罰せられることはないはずであった。

従って例えば、出羽庄内藩の「酒井忠宝家記」（全四冊）は、「官軍」による「庄内征討」時の戦いに対して、「庄内征討」を不当としていた視点のまま書き上げたし、陸奥盛岡藩の「南部利恭家記」（全二冊）は、さらに強烈に、「薩賊」との長大な戦闘記録を、恨みを齎らさんばかりの勢いでそのまま提出している。^③ また一方、譜代大名のなかには、江戸城明け渡しまでの期間については、幕府江戸老中や在京幕閣からの「諸御達」と在府・在京幕閣への「願伺・御届」を詳細に書き上げた者もいる。

勿論、そうした「家記」記事を収録するかどうかは、偏に『復古記』編纂者の編纂意図にかかっていたのだが、そうした「復古」精神に反する筆致の記事や、そもそも「復古」の過程には必要ないと判断された、

在府老中・在京幕閣と譜代大名との細かいやりとりに関しては、やはり編纂からは除かれることが多かった。

筆者は、この数年間、戊辰戦争期における江戸・東京の民衆意識を解明することを研究課題としているが、そのための基礎作業として、慶応三年九月二六日から明治二年七月末日までの間に、江戸・東京で生じた「事件」、報じられた「情報」、発信された「見解」に関わる史料を可能な限り蒐集し編纂するという、聊か無謀な、気の遠くなるような史料蒐集・編纂作業に専念している。

この作業完遂のためには、刊本『復古記』全十五冊を総覧することは勿論のこと、当該期の江戸・東京に関わる原本・写本史料や木版刊行本を含む、夥しい量の未刊・既刊史料を博搜し、蒐集する必要があるのだが、その作業の一環として、東京大学史料編纂所所蔵の「家記」原写本を片端から調査し、『復古記』採録記事と対照し、不採録の記事を見つけ、江戸・東京に関わるものを整理する、という作業も行っている。

『復古記』は、徳川慶喜が京都で大政奉還した慶応三年十月十四日の記事から始まるのであるが、この日はもちろん、江戸ではまだ奉還の事実は知るべくもない。しかし同じ十四日、江戸城西丸を預かる幕府老中首座稲葉美濃守正邦は、在京老中の板倉伊賀守勝静および京都所司代松平越中守定敬連署による、正邦と老中格稲葉兵部大輔正巳両名宛での十月九日付け書翰を、奇捷丸きしやまるで帰府した目付新見相模守正典しんみより受け取っていた。その書翰は、「当今の京都情勢は実に容易ならざる次第、甚だ切迫しており、闕下〔天皇目前での〕暴動の兆しさえ有り、一同心配して

いる」との文言に始まるもので、「土佐藩山内容堂はこの情勢を憂慮し、重臣後藤象二郎が国許より上つて容堂に差し出した建白書に基づき、(国体を一変して『王政復古』する以外に人心を纏める方法はないのではないか」と考えているようだ」と記し、さらに「浮浪の徒を捕らえたところ、京都を放火するなどの陰謀を企てている者が長州藩とも関係して動いていることも掴んだ。藩士と浮浪とが互いに蜂起し、国家の危乱が眼前に差し起こることも計りがたく、ひとたび戦闘となれば如何とも為しがたくなる」、などとも記していたのである。この書翰は、『淀稲葉家文書』や『徳川慶喜公伝・史料篇三』などにも入っているものだが、『復古記』には記載が見られない。

この書翰に示されるように、後に大政奉還へと繋がる動き自体は同日十四日にも江戸城内で把握されていたのである。こうした緊張のなかにあって、同日には、老中外国事務総裁小笠原吉岐守長行の自邸で外国御用会議が開催されている。若年寄並・陸軍奉行浅野美作守氏裕が西丸退出後に小笠原邸に赴き、若年寄立花出雲守種恭は病を押して自宅より同邸に向かう。この事実も『復古記』には勿論記載が無く、これは国立公文書館所収内閣文庫所蔵文書、幕府奥右筆佐藤清五郎の「手留」に記載されていた記事である。また、同じく奥右筆佐山八十次郎の「手留」によれば、同日には、若年寄海軍奉行の大関肥後守増裕は登城せずに直接、海軍所に出向いている。

以上、ここに挙げた十月十四日の江戸での動向は、いずれも「家記」以外の史料を閲覧・蒐集する過程で判明したことであるが、こうした城

内の出来事その他に、市中で生じた事件や報じられた情報、発信された見解などについても把握すべく、「家記」と「家記」以外の史料とともに渉猟してきたところ、すでに膨大な量の史料を集積しつつある。

このうち、「家記」について言えば、江戸・東京に関連する部分に限って概観し得た「家記」は、現在まで既に二〇〇家を超えた。本稿は、そのなかから、慶応三年十月十四日から十二月下旬までの江戸関連の記事中、「復古記」に採録されなかったものを整理・分析し、そこから見えてくる江戸情勢について考察を加えるものである。^⑤

一 「上京命令」をめぐる譜代諸藩の動き

將軍慶喜による大政奉還を受けた形で、十月十五日、京都御所は諸侯に上京を命ずる。この大政奉還と御所からの上京の命について、江戸城では二十一日に総出仕がなされ、各殿席ごとに老中から演達される。この江戸城西丸総出仕のことは『復古記』には記されていないが、数多くの既刊・未刊史料で確認できる。^⑥

一方、京都の慶喜は十八日、在京老中板倉伊賀守勝静を通じて一万石以上の諸侯に上京を命ずる。^⑦この命が伝わった江戸では、西丸を預かる老中稲葉美濃守が二十七日、十万石以上については御所の命であるから従うように改めて伝えながらも、十万石未満一万石以上の諸侯に対しては、上京の頃合いについて追って沙汰するとした。^⑧

在府の譜代大名らは、この上京の命をめぐり、それぞれの城内各殿席

〔四つの詰問〕ごとに相談し合い、対応策を練り合う。^⑨この在府譜代各殿席ごとの、在京老中板倉伊賀守勝静宛の歎願文や伝奏衆への歎願文案は勿論、個々の大名の病氣理由による上京延期願いや老臣などによる代人上京願いなどについても、それが、「復古」事業の浸透過程そのものであるため、各「家記」などから多くの記事が『復古記』に採録されている。

例えば、溜之間と菊之間詰の在府大名は十一月十五日に、帝鑑之間詰在府大名は十六日に、雁之間詰在府大名は十七日に、それぞれ連署のうえ、在京板倉伊賀守あてに歎願文を認めており、これらすべての歎願文が『復古記』に採録されている。^⑩

また江戸城西丸を預かる老中稲葉美濃守が、在府譜代諸大名の意見を在京老中板倉伊賀守らに伝え、伊賀守の回答を踏まえて再度在府諸大名各殿席ごとに下した達しも、『復古記』に記載がある。例えば、十二月五日、在府帝鑑之間・雁之間・菊之間諸大名に対する稲葉美濃守の達しも、それぞれ「堀田正義家記」「阿部正功家記」「安部信順家記」から採録している。^⑪

しかし、上京命令をめぐる動きの間中、在府諸大名側から在府老中や在京幕閣らに伺いをたて、彼らから回答を得るなどの、より細かい動向については、『復古記』に採録されていない記事も多い。

とりわけ、庄内藩酒井家の「酒井忠宝家記」第一冊には、在京の諸藩家臣が大政奉還前日の十三日に、板倉伊賀守から二条城に呼び集められ、慶喜の大政奉還上奏文案を示されて意見を求められた際に、藩主に対す

る上京命令が達せられたことも記載されている。このときに慶喜から上京命令があったこと自体は、すでに『維新史料綱要』巻七の十月十三日条に、この「酒井忠宝家記」も一つの典拠史料に挙げて記されていることであり、新たに知る事実ではない。ただ、当時江戸に在った多くの譜代大名の「家記」を総覧していくと、比較的詳しく書いている「家記」の多くも、十五日に御所から出されたものを上京命令と認識した上で、その命令をめぐって逡巡し、歎願に至る動きを記しているのであり、また『復古記』も、この庄内藩の様な、上京命令の出発点を十三日の在京幕閣によるものとした上で、以後、上京命令にどう対応すべきかを詳しく記した動向は採録していない。¹⁵⁾そこで、以下に、庄内藩の動きに限って、京の動きも必要な限り確認した上で、在府藩主酒井左衛門尉忠篤の対応を整理しておく。

「酒井忠宝家記」第一冊（以下単に「忠宝家記」）一丁冒頭は、次の記事で始まる。

一 十月十三日於京都詰合之重役御呼出之処、重役詰合無之趣ヲ以、留守居大野與一右衛門二條

〔平出〕御城え罷出候処、国家之大事見込、御尋之儀有之候之間、左衛門尉上京候様、板倉伊賀守殿御口達之趣、尤伊賀守殿御用多ニ付、大目付戸川伊豆守殿ヲ以、左之御封書御渡有之¹⁶⁾

この記事に続いて、慶喜の「御封書」〔大政奉還上奏前に諸大名へ示し

た文案〕が写されている。この、十月十三日に二条城で在京諸藩家臣に対して開示された慶喜の「御封書」自体は、『復古記』にも刊本第一冊冒頭の十月十四日の条中に、十四日提出の大政奉還上奏文の次に、十三日に慶喜が諸藩に示した書として、「徳川慶喜実記」と「細川護久家記」を典拠に採録されているし、また勿論、『徳川慶喜公伝史料篇三』にも七〇二号文書として採録されている。¹⁷⁾「忠宝家記」はこの「御封書」に続け、次の月日の無い文書を記している。

一 左衛門尉上京之儀御達有之候処、此節江戸市中取締相勤居候付、〔平出〕公辺え相伺候処、為名代重役為差登候様御差函ニ依而、重役石原平右衛門、十一月朔日庄内表出立罷登申候

この記事（以下、月日欠記事と記す）の後に記録されている二つ目の京都記事によれば、十五日の御所からの諸侯上京命令は、翌十六日に伝奏日野大納言の名で京都留守居介佐田友三郎が呼び出され、雑掌山科筑前守から書付を渡されたものとして示されている。では、この月日欠記事にある「上京之儀」は、元々の京都幕命によるものに御所の命が覆い被さったものと考えるべきであろうか、月日の探求も含め、この先の「忠宝家記」記事および諸記録から探っていく。

この月日欠記事の五丁後に、次の記事がある。

一 同月同日、左之伺書御老中稲葉美濃守殿え差出候処、伺之通心

得候様、御附札相濟候、

去ル十三日於二條

〔平出〕御城

〔平出〕御封書御渡且拙者儀早々上京候様被 仰出候旨、大目付戸川伊豆守申達候段、京地詰家来之者より申越候所、兼而御府内御取締被 仰付罷在、当地之御用専務之儀二付、不及上京

〔平出〕御封書存意等之儀は重役之者上京申上候様御差図相濟候付、右之趣京都表え申達候、然処、今度諸席追々致上京候趣二相聞、左候而は御府内弥御人少相成候儀二付、一際嚴重相心得申度、就而は重役之者為差登候而は、御締向ニ差聞〔差間と同義か〕候儀も有之、且人少ニも相成、自然十分行届不申候而は、甚以恐入候儀二付、為差登不申、可相成は於爰許存意申上候而、如何可有御座哉、此段相伺候、以上

十月廿七日

酒井左衛門尉

御附札

伺之通可被心得候

右二付、為名代為差登候重役、石原平右衛門奥州会津通御代駅より引返ス

引用冒頭の「同月同日」は十月二十七日である。それは、前条の史料が京都二条城での二十七日の記事であること、およびこの酒井左衛門尉

署名の伺い書き日付も十月二十七日であることであきらかである。

この伺書文書によっても、十三日に二条城において戸川伊豆守を通じ、在京幕閣からの上京命令を受けていたことが確実となる。また、「京地詰家来之者より申越候所」との記述により、この命を、老中稲葉美濃守からの在府諸大名への達しとしてではなく、京地家臣から直接〔おそらく来翰によって〕江戸藩邸が掴んだことも判る。だから、「御封書存意等之儀は重役之者上京申上候様御差図相濟候付、右之趣京都表え申達」〔ここで「相濟」は「と納得する」「と了解する」の意〕というのも、代人として重役を上京させる意と解したのでその旨京都表へ達した、との意であり、在京家臣への達しであった。

一方、月日欠記事の方に、「此節江戸市中取締相勤居候付、公辺え相伺候処」とある「公辺」とは、在府譜代大名でかつ江戸警衛に重責を担っている左衛門尉の立場からは、江戸城西丸を統括する稲葉美濃守周辺を意味するはずで、「伺」は美濃守への伺いであった。その美濃守から、「為名代重役為差登候様御差図」を受けた時点で、「重役石原平右衛門」を十一月朔日に「庄内表」から「出立」させるよう、江戸藩邸から国許に指示したことを記したものであった。

そのことを踏まえ、もう一度この美濃守宛二十七日伺書を見ると、その重役上京さえも撤回し、府内警衛に徹したいがそれで良いか、というのが趣旨であることが見えてくる。

嘉永六年生まれ、数え年若干十五歳の少年藩主酒井左衛門之尉忠篤が、この伺書を出した理由は、この文面全体に溢れているように、將軍留守

中の江戸警衛に対する強い責任感からである。

ところで、この二十七日は、この日の朝、他ならぬ美濃守が十万石以上の大名に対しては、御所の命であるので従うようにと達した当日である。代人としての重役の上京命令を国許に達しながら、その撤回を含みつつ、江戸警衛に専念したいがそれで良いか、との伺書を出したのは、まさにこの美濃守の達しを聞いたからに他ならない。伺書文面の「然処」以下が、「伺」の本旨である。「然処、今度諸席追々上京候趣二相聞、左候而は御府内弥御人少相成候儀二付、一際敷重相心得申度、就而は重役之者為差登候而は、御締向ニ差聞〔差問〕候儀も有之」。

この文言は、十七万石庄内藩が、西丸を預かる美濃守の「十万石以上は御所からの命であるから応じるように」との達しを聞き、それに応じる動きを見せ始めた一部譜代藩の動向を察したため、急遽この伺書を認めるに至ったものであることを物語っている。

伺書に対する美濃守の回答としての附札、「伺之通可被心得候」を、いつ得たのかは不明である。が、その結果、「右二付、為名代為差登候重役、石原平右衛門奥州会津通御代駅より引返ス」ことになったとある。返答を得てすぐ、重役石原平右衛門の上京をとりやめるよう国許宛に指示し、それが既に十一月一日に出立していた平右衛門にどの様に伝わったかはこれも不明であるが、奥州会津通り御代駅〔現福島県郡山市湖南町三代御代か〕から、国許に引き返させたというのである。

平右衛門が会津通り御代駅から引き返った頃とほぼ同じ頃か、十一月三日の記事として次の記事がある。

一 十一月三日御老中稲葉美濃守殿より留守居御呼出二而、左之御書付御渡有之、

酒井左衛門之尉

非常之節内桜田御門前より坂下御門前通え人数可被差出候、委細之儀は大目付御目付可被談候、

左衛門之尉忠篤が熱を込めて強調していた江戸警衛の具体的指令である。ただし、この府内警衛の分担場所についての指令自体は何も酒井家だけに出されたものではない。前日二日とこの三日の二日間には、在府譜代大名を稲葉美濃守宅に呼び寄せ、大名ごとに府内の分担地域を定め、江戸警衛に対する全面強化を達した、その一環であった。¹⁸⁾

だが、江戸府内警衛に大きな責任を負っている酒井家にとつては、この府内非常警衛強化の達しは我が意を得たりの命であった。同日の記録として次の記事が続く。

一 同月同日、先達而上京之儀従

〔平出〕御所被 仰出候処、江府取締被 仰付居候砌二付、上京御許され之義、従

〔平出〕公義被 仰立候処、上京ニ不及、乍去、当家に限り還与〔而の誤記か〕右様にも難被為濟御都合二付、家老用人留守居等之内、為差登候様、伝奏衆より御沙汰之趣、御老中松平周防守殿

より申達有之候得共、兼而伺済之次第も有之候に付、重役為差登不申、留守居石井與惣と申者為差登候、

ここで、上京の命はすでに酒井家にとつても「御所」よりの命となっている。そこで「江戸取締被 仰付居候御二付、上京御許され之義」を、公儀から仰せ立てたところ、上京には及ばないが、酒井左衛門之尉家だけを特別そのように扱うわけにもいかないのが、「家老・用人・留守居」の内、誰かは上京させるように、と伝奏衆より沙汰があったと、在府老中松平周防守康英より申し達しがあり、それを受けて、留守居の石井與惣を上京させた、というのである。

こうして、在府留之間詰庄内藩主酒井左衛門之尉忠篤は、江戸警衛に責任を持つ立場から、最後まで藩主の上京を拒んだのは勿論、一旦国許に指示した重役の上京もとりやめ、ついに、留守居役だけの上京を、朝幕両方に認めさせたのであった。

ところで、江戸の情報屋藤岡屋由蔵は、いったいどこから情報を得たのか、この酒井家の藩主上京拒否の動きを特記し、早い時期の西丸とのやりとりを次のように記している。

○ 十月十九日夜、明朝登城可致旨、酒井左衛門之尉御沙汰有之。
 右二付、翌廿日朝御登城之処、幼年二付、名代家老松平権十郎朝四ツ時登城致し、夜五ツ時下ル也、直二其夜左衛門之尉、翌廿一日朝五ツ時、又々登城也、廿日夜四ツ時過、在処へ早追出ル也。

右御用向は、来月早々上京致し御警衛可致旨被仰付候との事に候、廿一日、先其儀は御見合ニ相成、家老之内老人上京可致旨被仰付候、右二付、廿二日朝七ツ時、又々在処へ早追出立。⁽¹⁹⁾

この記事の真偽を、先の「忠宝家記」の記事および他の記録史料と照合し、確かめていこう。

まず、酒井左衛門之尉に対し、明日登城するようにと美濃守から達しがあったとする十月十九日夜は、既に城内一部に京地での大政奉還の動きが、不確かながら伝わってきた日の夜である。⁽²⁰⁾そして二十日、忠篤が幼年〔十五歳〕であるため家老松平権十郎が登城したが、藩邸に戻ったのは既に五ツ時であり、話を聞いてその夜直ちに忠篤本人が登城したという。奥右筆佐山八十次郎の「手留」によれば、同じ二十日、老中格稲葉兵部大輔正巳海軍総裁と若年寄永井肥前守尚服、および若年寄石川若狭守総管陸軍奉行に対しても、「御用有之候二付、早々上京候様」との達し⁽²¹⁾が下された、とある。あきらかに、西丸城内で、「上京命令」をめぐる慌ただしい動きが始まっていたのである。そして、翌二十一日朝もまた忠篤本人が登城したとある。既述したように、この二十一日こそが、大政奉還を在府諸大名や幕府役人に伝えるための惣出仕があった日であり、上京の命も、公式にはこの日に達せられている。だが、江戸府内警衛に最も重い責を担っているのが留之間詰の庄内酒井家であれば、稲葉美濃守が情報的一端を掴んで直ちに老中格・若年寄らと呼び、「上京の命」を達した日、二十日同日に、酒井家も西丸に呼んだとしても不思議はない。

もつとも、その時の「御用向」が、「来月早々上京致し御警衛可致」との趣旨、すなわち、藩主が「藩士を率いて」上京し、そこで警衛にあたるように、というものであったかどうかは定かでない。ともあれ、二十日に藩主上京の命を聞いてその日の夜に慌てて国許に「早追」を出したのだが、二十一日の話で藩主上京は見合わせとなり、家老一人を上京させることになったとあり、二十二日朝、再び国許にその旨を伝える「早追」を出した、というのである。

この二度目の「早追」こそが、月日欠記事にある、重役平右衛門を十一月一日に国許から出立させ京に上るように、との達しを託した「早追」だったのである。

つまり、月日欠記事に「公辺え相伺」とあったのは、この二十日〜二十一日の美濃守に呼ばれたなかでのやりとりを意味していたのである。だからこそ伺書文書の方に、「御封書存意等之儀は重役之者上京申上候様御差函相済候付」と記されていたのだった。

とすれば、月日欠記事中の「上京之儀」とは、慶喜による命として在京家臣から伝わっていたところに、あらたに大政奉還の情報とともに、御所の命としても「上京命令」が被さってきた、まさにちょうどその時点でのものであったことも見えてくるのである。

以上により、藤岡屋の記事は、当初の美濃守の達しが「上京し、そこで警衛にあたるように」というものであったかどうかはともかく、またその情報入手ルートも不明なものの、美濃守を中心とした西丸幕閣とのやりとり自体は、その日にちも含め、かなり正確なものともみてよいであ

ろう。

なお、藤岡屋は先の記事に続け、次の狂歌「なひ尽し」を記す。

右御上京之由、評判を承りて、

此度御上京之由御内意を内証ニ而承り、何共難儀、歎ケ敷存

候二付、

なひ尽し

御府内になくてならなひ御廻りを

なぜになくしてなんとせふない⁽²²⁾

「せふない」は勿論「庄内」に掛けた語。「何としようのないことをしてくるのだ」との憤りに、「何とそれが庄内藩に対してだと」との呆れを掛けたのである。

庄内藩酒井家が「御府内になくてならなひ御廻り」のなかでも重責を担っており、とても頼りになる、と江戸市民に信頼されればこそ発せられた、江戸市井発の狂歌である。

なお、「忠玉家記」の他、「石川成徳家記」などにも『復古記』に採録されていない、上京命令を巡る動向が詳しく記されているが、紙幅の関係で今回はすべて省略する。

二 薩摩藩による市中攪乱行為と譜代藩による市中警衛

では次に、酒井左衛門之尉忠篤が上京拒否の根拠として熱を込めて訴えていた江戸市中警衛動向の全体を、他の「家記」や他史料からも拾って、『復古記』に記載されていない江戸の情勢を把握しておこう。

江戸市中の治安悪化は、慶応三年九月二十六日に断行された幕府軍制改革によって放り出された旧歩兵などの乱暴によっても深まっていたが、これに十月下旬から江戸や関東各地で展開され始めた、薩摩藩士益満休之助と伊牟田尚平らの指揮による強盗・放火などの無法・攪乱・挑発行為が加わり、その度合いはいっそう深まっていった。

こうした状況下にあつて、すでに西丸老中は十月二十二日頃から、とりわけ江戸府内に対する警衛強化の策を次々と打ち出していった。例えば、二十二日に歩兵半大隊と撒兵二小隊の兵隊を昼夜市中巡邏させることを小口年番から組々に達したし、二十三日には、一方で前日に陸軍奉行支配下の諸兵に急上京・急上坂を命じたことにも対応させ、あらたに留守居井上備後守義斐の支配組下に入った奥詰銃隊半大隊に対し、府内昼夜市中巡邏を命じ、狼藉者や怪しき者は召し捕るよう、また手に余った場合には容赦なく斬り捨てるなり討ち取るなり勝手次第と命じ、特に遊撃隊には飯田町・小川町・駿河台・鎌倉河岸を指定して巡邏による召捕り討取りを命じたのである。⁽²⁵⁾

もちろん、こうした動向は『復古記』には採録されていない。『復古記』から窺える府内警衛の動向は、十一月三日と五日の江戸城諸門内外の警

衛命令を「晩翠楼叢書」から採録したのが始まりで、次いで十二月十日の警衛強化の指令と具体案提言を期待する達しを「間部詮道家記」から、さらに十七日と十八日に在府譜代諸藩に命じた「銘々屋敷最寄七八町ヲ持場ニ相定、昼夜巡邏候様可被致候」云々の達しについて「秋元興朝家記」および「森川俊方家記」から採録しているだけである（勿論、背景に薩摩藩の策謀が窺えることを記した記事などは無い）。

こうした動き、とりわけ十二月に入ってから動向については、「森川俊方家記」がかなり詳しく記している。

まず、十二月八日に、大目付木下大内記利義から、安部撰津守信発のぶおきに対し、切紙により、内談があるので明日四ツ時に撰津守および席頭の者〔菊之間詰森川内膳正俊方〕兩人で西丸に登城するよう、との稲葉美濃守の命が伝えられる。

そして九日（もちろん、江戸ではまだ同日に京都でおきた王政復古クーデタを把握していない、情報を掴むのは十四日）、在府の下総生実藩主森川内膳正が登城し、稲葉美濃守から次の口達を受ける。

当節、御府内悪徒之者徘徊乱妨之所業有之、市中不取締二付、追々御詮鑿中有之候得共、睨と見届も召捕も無之、兎角今以穩ならず、当時之形勢別而御心配二付、取締方召捕等之儀、銘々見込之有志之面々は、存寄之処無遠慮申聞候様有之度、御同席中へ御一同通達致候様被仰聞候（以下略）⁽²⁷⁾

この口達に続け、これを同席〔菊之間詰〕中に伝えた上で、具体的提案・意見については安部撰津守信発方⁽²⁶⁾まで早々に申し聞かせるように、と記し、さらに、同文言の文書が十日付で美濃守から同席中に達せられたとして、それも再録している。なお、藤岡屋は、この文言とまったく同じ文書を、やはり十日の項に記録している。⁽²⁶⁾

また、十二月十八日付で菊之間詰諸大名に対して安部撰津守から順達された「銘々屋敷最寄七八町ヲ持場ニ相定、昼夜巡邏候様可被致候」云々の命に続き、森川内膳正に対し、二十日付で、非常の節は和泉橋へ兵を差し出すこと、その際清水御門外の非常警衛の任は解かれること、との達しが下されたが、この非常時出兵の件につき、森川内膳正は、目付新見相模守正典に対し、二十日、次のような伺い書きを提出した〔「森川俊方家記」に新庄とあるのは新見の誤り〕。

- 一 着服之儀、銃服又ハ小袴割羽織股引等取交、着用之事、
 - 一 得物之儀は鎗銃取交相用申候事、
 - 一 強盜等可相成丈ケ召捕候心得ニ御座候得共、手余り候節は打捨切捨等不苦儀と奉存候、
 - 一 於市中侍体之者乱妨不法之所業等有之、届出之節、仮令御身分柄之御方ニ而も取押え、又は抜刀におよひ候節は、無余儀打捨申候心得ニ御座候、
- 但し、兵夫之者も前同様之心得ニ御座候、
- 一 召捕者等御座候節は最寄御目付様方へ御届申上、御月番町奉行

所え指届候心得ニ御座候、且打捨切捨等有之候之節は、同様之心得ニ御座候、

右之通相心得不苦候哉、急速御差図被下候様仕度、此段奉伺候、以上

この伺い書きに対し、次の回答が「附札」として記されている。

御附札

書面之通可被心得候、且打捨切捨等有之候之節、武家地は辻番所、町方は自身番屋え相断、死骸之儀は規則之通可被取計旨申渡、此段相届候様可被致候⁽²⁶⁾

着服は銃服他、得物は鎗銃、手に余った場合には打捨・切捨、「侍体之者」による「乱暴不法之所業」があつた場合には、たとえ「御身分柄之御方」であつても抜刀に及んだならば打捨……、等々の伺いに対し、「書面之通可心得候」と回答し、さらに切り捨てた場所による届け先の違いや死骸の措置についても指示をする。最早、たんなる盗賊対策ではない、あきらかに武士や浪人の強盗集団に対する具体的対策を菊之間詰席頭譜代大名森川内膳正の側から提案し、それに老中と目付が同意し、さらにそれ以上の指示を下したもので、『復古記』からは窺い知ることの出来ない、深刻な江戸情勢である。

薩摩藩が策動し、江戸を強盗や放火で攪乱しようと謀っているといつ

た情報は、すでにこれ以前に、城中から市中まで広く出回っていた。この時期までの主な情報を以下に整理しておく。

早い情報としては、十月三十日の「江戸薩摩藩邸の藩士や浪士が、火を市中に放ち、混乱に乗じて輪王寺宮門主・静寛院宮・天璋院を奪取せんとする計画がある」との幕府への密告がある。また十一月二日には次の張紙が、京橋南伝馬町三丁目橋詰角の乾物屋に張られた。

薩州之逆賊、土州等え相謀り、筑・阿・備・雲を誂あざむキ、幕府を滅し、天下ニ宰ならんと欲し、於京都は將軍家をして政權を辞さしめ、於関東ハ浮浪之徒をかたらひ、十一月四日五日之内、於御府内兵ヲ挙ゲ、諸屋鋪市中を放火し、江城を襲ひ、恐多くも和宮様を奪ひ奉、天璋院様を窃取、上野を騒して日光宮様を捕奉り、品川海ニ浮置し蒸気船ニ奉乗せて、薩州ニ奉移之謀略あり。虚説ニ非ず、幕府之危急且夕ニ迫れり。天下国家之為メ聊も忠義之志有之ものハ、不日ニ相會議して薩賊を微塵ニすべし、忠義之令子たるものハ、上野・増上寺ニ於而席を設て待。天下真之忠義士³¹

また同じ二日、稲葉美濃守は、土屋采女正寅直が差し出した「風聞書」により、「増上寺方丈家来佐藤雄三郎宅に二十四〜五人の盜賊が押し入った。同人宅の勝手向を心得、薩藩邸にもしばしば出入りしていた芝増上寺同心小頭、中島旬蔵がその手引きをした」との情報も挿んでいた。³²

さらに十一月中〜下旬には、「薩摩藩士およそ一五〇〜一六〇人が集結

上屋敷に五〇〜六〇人、分家屋敷に一〇〇人ほどである。薩摩藩の手勢による押し込みの最初は、蔵前の坂倉屋七郎兵衛（別記事には、坂倉屋清兵衛とも）方であり、これまで盗み取った金額は凡そ二〇万両余りという。押し込みの夜は必ず薩摩藩士の重立った者が品川の茶屋因幡屋で遊んでいる」との情報も得ている。³³

また藤岡屋は、十二月六日の事件として、「夜八時半時、薩摩言葉を話す賊徒三〇人ほどが、靈巖嶋川岸から上がり、裏手を打ち壊して押し入った。先に町内自身番の者を鉄砲で撃ち殺していたので、家主たちは騒ぐことも出来なかったが、隣町から知らせが入ったのか、長嶋町詰の撤兵方三〇人ほどが駆けつけ、後から駆けつけた第一四番小隊春日半五郎隊二百人も加わって取り囲んだところ、賊が中から鉄砲を撃った。それにより、撤兵方の秋葉禄郎が即死、関口好三郎が重体となった。なお、二人には稲葉兵部大輔より二十両ずつの見舞金・御手当金が下された」との情報を市中に流している。³⁴

森川内膳正俊方が西丸に呼び出されて以後、江戸警衛に関し、伺い書きをもって、細部にわたって積極的な提言をしたのは、こうした情報・事件が背景にあったからこそだったのである。

「森川俊方家記」には、先の「伺・附札」記事の三丁後に、日付が記されていない、次の「覚」が記されている。

覚

御城内御門々御締向且諸役人供連等之儀、度々相達候趣も有之候得

共、当節御締向猶以嚴重可致旨、被

〔平出〕仰出候ニ付、夕七ツ時迄ハ是迄之通り相心得、可成丈ヶ家来減少致し召連可申、尤七ツ時より御門締迄、御玄関前御門外え御目付方支配向出役致し、且同刻より小者之分、二重橋外へ相払候之間、難去御用向ニ限り、御玄関前御門外出役之御目付共え申立候様可被致候、尤家来之向、出之分は不苦候得共、右御門入候儀は難相成候間、泊之向、夜具弁当等は七ツ時前、取寄候之様可被致候、

この「覚」と同文のものが、『幕末御触書集成』に十二月二十四日のものとしてあり、また藤岡屋も、二十四日の項に、稲葉美濃守が京阿弥を通じて「御城付共」に口達したものの書き取りとして写している。⁽³⁶⁾

これは前日二十三日の暁七ツ半時過に、江戸城二丸が長局から出火し、炎上した事件を直接の契機とした、城内各門の締まりについての規定である。とりわけ夕七ツ時以後の決まりを事細かに定めている。各門を締めるにあたって、玄関前と門外へは目付方支配向の者が出役する。同刻以後は小者については二重橋外へ払い出す。それ以後家来の者を門内に入れる訳にはいかないので、泊役の者は、夜具や弁当などを、七ツ時より前に取り寄せておくように、等々、実に細かい定めが記されている。

こうして、市中と城門内外の警衛を万全に固めたその日、二十四日夜江戸市中警衛に最高の責を担っていた庄内藩酒井家の三田屯所に対し発砲があり、犯人が薩摩藩邸に逃げ込んだことで、同夜深更から翌朝にかけての薩摩藩邸焼き討ち事件へと、事態は急展開していくのである。

なお当初、この薩摩藩邸焼き討ち事件をめぐる動きについても、多くの「家記」や他の諸記録から、まだ知られていない記事を中心に紹介し、慶応三年末までの江戸情勢を説明する予定であったが、既に紙幅が尽きた。薩摩藩邸焼き討ちをめぐる動向以後を、次回の課題とする。

おわりに

以上、本稿では、明治六年後半から明治八年にかけて集積された諸武家華族の「家記」の内、慶応三年分の江戸関連記事を追跡し、『復古記』に掲載されなかつた諸記事をほぼ時系列に沿って整理し、他の諸史料とも突き合わせることによって、この時期固有の江戸情勢を提示した。

もちろん、今回提示し得たのは、「上京命令」をめぐる譜代藩、とりわけ庄内藩在府藩主酒井左衛門尉忠篤の動きと、府内警衛をめぐる生実藩の動き、および城内・市中に伝わった薩摩藩策動情報に限られており、同時期に、なお多くの諸事件が生じ、諸情報が溢れていたことも、他の多くの史料から把握している。そうした動向の全貌については、いずれあきらかにする所存であるが、今しばらくは、『復古記』に掲載されなかつた、江戸に拘わる諸事件・諸情報の内、特徴的なものを時系列に沿って紹介しつつ、江戸情勢を把握していくことに努めたい。この作業が、江戸民衆の政治意識高揚の原因解明と、その意識・思想の内実を探究するための基礎的な作業となるからである。

本稿を成すにあたって、東京大学史料編纂所と国立公文書館の関係者

の方々に大変お世話になった。厚く御礼を申し上げる。なお、本稿は、二〇一二年度跡見学園女子大学特別研究助成費の交付を受けた研究課題『戊辰戦争期江戸出来事・情報総覧(月日表)』作成のための、膨大な史料群(未刊原文書・貴重写本)の写真撮影・複写、及び原史料収集』を遂行した成果の一部である。

註

- (1) 刊本『復古記』全一五冊は、東京帝国大学蔵本版として一九三〇年〜三一年に内外書籍株式会社より刊行され、後一九七四年〜七五年に東京大学出版会より覆刻刊行された。
- (2) 詳しくは、宮地正人『復古記』原史料の基礎的研究『東京大学史料編纂所研究紀要』第一号(一九九一年三月)、また『東京大学百年史 部局史 四』(一九八七年三月、東京大学)、第一章第二節参照。
- (3) 「酒井忠宝家記」東京大学史料篇所蔵文書 4175-1003。
- (4) 「南部利恭家記」東京大学史料篇所蔵文書 4175-1062。
- (5) 日本史籍協会叢書『淀稲葉家文書』(一九七五年、東京大学出版会) 三二一〜一六頁、続日本史籍協会叢書『徳川慶喜公伝 史料篇三』(一九七五年、東京大学出版会) 一五七〜一六〇頁、引用文意。
- (6) 「手留 慶応三年清五郎」国立公文書館所収内閣文庫文書 181-0027 冊次 33。
- (7) 「手留 慶応三年八十次郎」国立公文書館所収内閣文庫文書 181-0027 冊次 34。
- (8) とは言え、個々の記事一つ一つについて、『復古記』採否の経過に立ち入ることはできない。正院歴史課が蒐集した「家記」などの諸記録原写本から、『復古記』が編纂されていく過程で、「復古記原史料」とされる史料群が蓄積

され、『復古記』原本が浄書されていく経過(この間、太政官正院歴史課は太政官修史局となり、さらに修史館へと変わる)は極めて複雑であり、そのアウトラインを把握することさえ、史料編纂所の外部にあつては至難なことである。この経過に関しては、現在のところ、註(2)に示した宮地正人氏の論文を参考とする以外に手がかりがないが、実際に「家記」を片端から総覧し、私の関心に沿って必要部分を複写していくと、『復古記』に採録されなかった記述部分が相当な量に及ぶことだけは見えてきたために、取り敢えず、慶応三年分の江戸関連に限って、不採録部分の紹介をおこない、検討を加えるものである。

なお、もとより私は政治史を研究している者ではない。思想史、それも民衆思想史に対象を限定して研究を続けているだけの者である。ただ、拙著第三作『諷刺眼維新変革―民衆は天皇をどう見ていたか―』(二〇〇四年、校倉書房)と第四作『絵解き 幕末諷刺画と天皇』(二〇〇七年、柏書房)を著した時、幕末、とりわけ戊辰戦争期の江戸民衆が、想像していた以上に政治に深い関心を抱いていたこと、その関心が形づくられるにあたって、精度の高い情報を得ていたことなどが判明してきた。そのため、民衆の政治的関心・意識・見解が様々な諷刺文芸や錦絵などに表明される前提条件を解明するために、江戸・東京で生じているあらゆる事件・情報を、細部にわたって把握する必要がある。そのための史料蒐集に全力を傾注せざるを得なくなった。

本稿は、この史料蒐集の中間報告であり、私自身の直接的な研究関心である民衆の政治意識解明のための基礎的な作業過程にすぎない。結果として政治史研究上の新たな知見を提示することもあるが、それは、従来の戊辰戦争研究が、「復古」を押し進める京都新政府と各道先鋒軍の動きを中心としたものか、或いは、各地の戦場を中心とした個別的な「戦史」か、或いはまた列藩同盟や「敗者」に焦点をあてた研究か、さもなければその歴史的性格を論ずる「明治維新論」の一部をなすものが多く、彰義隊と上野戦争に対する

探究を除けば、江戸・東京に視座を据えた研究が殆んどないことの結果である。従って、その意味では、従来の戊辰戦争期政治史研究の空隙をいくらか埋めるものともなるであろうが、私の意図としては、従来の研究成果に論争を挑むつもりはない。政治史研究上に関わる学説的見解の表明は控えるという点で、政治史研究者ではないとの自覚を私はもっている。空隙を埋める作業として誤った理解をしているところがあれば、大方の「叱正をいただきたい。

(9) 既刊史料では、『新訂増補国史大系』『統徳川実紀』第五編、『幕末御触書集成』第六巻 6416号、『藤岡屋日記』第一五巻に見られ、未刊史料では、『板倉勝達家記』東京大学史料篇所蔵文書 4175-931、「手留 慶応三年八十次郎」前出内閣文庫、「手留 慶応三年清五郎」前出内閣文庫、などに見られる。

(10) 『復古記』第一冊一五頁。「石川成徳家記」東京大学史料篇所蔵文書 4175-934。

(11) 『復古記』第一冊七三頁。「太田資美家記」東京大学史料篇所蔵文書 4175-967。「石川成徳家記」前註。

(12) この動きに関する最近のまとまった研究として、鈴木壽子『幕末譜代藩の政治行動』(二〇一〇年、同成社)がある。ただし、本稿に引用する未刊史料は、すべて同書にも見られないものである。

(13) 『復古記』第一冊、一三三〜四、一二七〜三〇、一三五〜六頁。ただし、十六日の帝鑑之間歎願記事の網文に列挙されている官位名に誤記が一つある。松平忠恕の官位が「大蔵少輔」と記されているのである(二七頁)。当時の松平大蔵少輔は菊之間詰の松平勝行「下総多古藩」であり、帝鑑間詰の忠恕はすでに安政五年十月に大蔵少輔から撰津守に改めているので、「撰津守」の誤記である。網文に続いて採録されている史料本文の連署名は、正しく「撰津守」となっている。勿論、典拠史料の「堀田正養家記」には「撰津守」と記されている(「堀田正養家記」東京大学史料篇所蔵文書 4175-1095)。

(14) 『復古記』第一冊一九三〜四頁。「堀田正養家記」前掲註。「阿部正功家記」東京大学史料篇所蔵文書 4175-906。「安部信順家記」東京大学史料篇所蔵文書 4175-907。

(15) 十三日に在京諸藩家臣を集めた際に伝えられた慶喜の上京命令の意図と、大政奉還を受けて十五日に御所が下した上京命令の意図とは、本来異なるはずである。この意図の差異は、例えば公議政体論を巡る政治上の問題として論議を呼ぶ性格のものと思われるが、その議論は殆どなされていない。政治史研究者ではない筆者には、これについて敢えて一つの見解を提起する用意は無い。ただ、十五日に下された御所による上京命令が十三日の命に覆い被さったため、多くの大名にとって、事実上、上京命令は御所によるものとして受け止められていったことが、諸「家記」から窺えること、および、たとえ御所による命として受け止められた場合でも、これ以後ずっと上京を引き延ばしていた在府譜代大名等に対して、王政復古後、とりわけ戊辰戦争勃発後に京都新政府から強く促される様になった段階での上京命令とは、本質的に異なるものであろうことだけは指摘しておきたい。戊辰戦争勃発後に、なお在府中の譜代大名たちに催促された上京命令は、「天機伺い」という語に示されるように、天皇に忠誠を誓うかたちで「官軍」側に与することを求めるものであり、すでに朝幕間が完全に離反した時点、内乱下の命令であって、大政奉還直後の、御所による上京命令とは、あきらかに質的段階が異なるものと考えている。

(16) 以下の「忠宝家記」原文は、すべて「酒井忠宝家記」第一冊、東京大学史料篇所蔵文書 4175-1003 による。

(17) 『復古記』第一冊二頁。『徳川慶喜公伝 史料篇三』一六二〜三頁。

(18) 「酒井忠宝家記」の他、既刊史料としては『藤岡屋日記』第十五巻二九一〜三頁に、二日持ち帰り分と三日持ち帰り分に分けて記載があり、『復古記』第一冊九二〜四頁には「晚翠楼叢書」を典拠史料として十一月三日に記載が

あり、『幕末御触書集成』第六巻第3578号は十一月五日の項として掲載している。

- (19) 『藤岡屋日記』第十五巻、二六三頁。
- (20) 慶應義塾図書館編『木村撰津守喜毅日記』(一九七七年、塙書房) 十月十九日の条に、「京師事情紛々之説有之」とある(同書、四三二頁)。
- (21) 「手留慶応二年八十次郎」国立公文書館所収内閣文庫文書181-0027冊次34。
- (22) 註(19)に同じ。
- (23) 近世史料研究会編『江戸町触集成』第十八巻(二〇〇二年、塙書房)。江戸東京博物館史料叢書7『四谷塩町一丁目幕末御触留』(二〇〇四年、江戸東京博物館)。
- (24) 『続徳川実紀』第五編二八五頁。
- (25) 『続徳川実紀』第五編二八六頁。『幕末御触書集成』第六巻3577号。
- (26) 『復古記』第一冊九二〜四、九九〜一〇一、二五九〜二六〇、三〇六〜七頁。
- (27) 「森川俊方家記」東京大学史料篇所蔵文書4175-1170。なお『復古記』第一冊二五九〜二六〇頁に採録されている「間部詮道家記」に記された達書は、文面こそこれと異なるが、文意はほぼ同様である。
- (28) 『藤岡屋日記』第一五巻、三四一頁。
- (29) 「森川俊方家記」東京大学史料篇所蔵文書4175-1170。
- (30) この密告は、『維新史料綱要』巻七の同日条にあるものであるが、典拠史料に挙げられている史料の内、小寺玉晃の『丁卯雜記』には見られず、他の典拠史料について、筆者が現在まで『大日本維新史料稿本』に採録された史料の原写本を調査し得た限りでは、まだ確認ができていない。
- (31) 『藤岡屋日記』第一五巻、二九〇〜一頁。なお、名古屋に居た小寺玉晃は、江戸から得た情報として、これと同文の張り紙を入手しているが、そこにも、十一月二日に伝馬町三丁目に張られていたと記している。なお、前註に記した『維新史料綱要』巻七で十月三十日の密告として挙げている『丁卯雜記』

の記事とは、この張り紙のことであろうか。

- (32) 『淀稻葉家文書』三九三〜四〇〇頁。引用文意。
- (33) 『淀稻葉家文書』三六七〜八頁。引用文意。
- (34) 『藤岡屋日記』第一五巻、三三三頁。引用文意。
- (35) 「森川俊方家記」東京大学史料篇所蔵文書4175-1170。
- (36) 『幕末御触書集成』第三巻2280号、『藤岡屋日記』第一五巻三五二頁。